

**天童市中心市街地商店街等にぎわい創造支援事業費補助金
令和元年度の概要について**

1 目的

本市の商業の活性化を推進するため、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助の概要

個店、事業協同組合、商店街組織、商工会議所、事業実行委員会を対象として、次のような補助を行います。

(1) 空き店舗活用支援事業

事業内容	空き店舗を改装して、新たな店舗に利用する事業
補助対象経費	・ 改装費 ・ 賃借料（改装費の補助を受ける場合のみ対象）
補助金の額	補助対象経費の3分の1で上限は次のとおり。 ・ 中心市街地商店街の店舗は上限120万円 ・ 上記以外は上限100万円（中心市街地以外も対象です。）
注意事項	・ 空き店舗は所定の条件を満たしたものに限ります。 ・ 対象業種は小売業、飲食業、サービス業等のうち、地域のにぎわいを創出するものとします。

(2) イベント支援事業

事業内容	地域資源を活用した、まちのにぎわいを創出するイベント
補助対象経費	広告料や印刷製本費、賃借料等
補助金の額	補助対象経費の2分の1（上限60万円）
注意事項	個店によるイベント開催は対象外です。

(3) その他

次のようなものについても補助の対象となります。

- ・ 商店街の恒常的なにぎわいのために商店街が取り組む事業
- ・ 商店街組織が他の商店街による先進的な取り組みを視察する事業
- ・ 商店街マップの作成事業
- ・ 買物客の利便性向上を図る事業

3 注意点

- (1) 事業着手までに、申請書類を提出して補助の採択を受ける必要があります。
- (2) 国、県及び市等による他の助成を利用する事業は、原則として対象外です。

詳しくはお問い合わせください。
天童市 経済部商工観光課 商工労政係
TEL 023-654-1111（内線 225）FAX 023-653-0744
E-mail shoukou@city.tendo.yamagata.jp